

平成 23 年 1 月 25 日開会

第 1 回臨時会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
1 月 25 日 (火)	
議長開会の挨拶	4
町長提案理由の説明	4
議案審議 (議案第 1 号 ・ 2 号)	6

平成 23 年 1 月 25 日 美波町議会第 1 回臨時会を美波町役場議場に招集された。

1、 応召議員は次のとおりである。

1 番 戎野 博	2 番 江本 昇	3 番 影山 美雄
4 番 川尻 竹藏	5 番 永本善次郎	6 番 丸龍 孝敏
7 番 北山 朝彦	8 番 向山 篤宏	9 番 岩瀬 公
10 番 坂口 進	11 番 寺下 博子	12 番 新開 悦博
13 番 舩田 邦人	14 番 山本 正男	

1、 不応召議員は次のとおりである。

な し

1、 出席議員は次のとおりである。

2 番 江本 昇	3 番 影山 美雄	4 番 川尻 竹藏
6 番 丸龍 孝敏	7 番 北山 朝彦	8 番 向山 篤宏
9 番 岩瀬 公	10 番 坂口 進	11 番 寺下 博子
12 番 新開 悦博	13 番 舩田 邦人	14 番 山本 正男

1、 欠席議員は次のとおりである。

1 番 戎野 博	5 番 永本善次郎
----------	-----------

1、 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 木里 茂樹

1、 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	濱 浩治
会計管理者兼会計課長	山田 由美	総務企画課長	磯野 晴幸
住民生活課長	谷口 和江	保健福祉課長	原 千代子
税 務 課 長	丸岡 武	建 設 課 長	鈴木 義勝
政策調整監	草野 裕作	産業振興課長	今津 秀貴
消防防災課長	武田 和幸	水 道 課 長	栗林健二郎
住 民 室 長	花木美名子	地域振興室長	小坂 進
日和佐病院事務長	岡本 照彦	由岐病院事務長	木本 節

教育総務・改革課長 海司 広幸
子どもセンター長 藤井 隆司

社会教育課長 岩瀬 和夫
由岐・木岐・阿部保育園園長 服部 園子

1、会議事件は次のとおりである。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
専決第1号 上告の提起について

議案第2号 議案第2号 平成22年度美波町一般会計補正予算 第5号)

1月25日(火)

(時に 9時00分)

議

長 おはようございます。本日平成23年第1回美波町議会臨時会を招集されましたところ、議員各位には何かと御多忙の折り、ご出席くださいますして、ありがとうございます。

ただ今の出席議員は12名です。これより平成23年第1回美波町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。なお、会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますので、ご了承願います。

日程第1 議会録署名者議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において指名いたします。13番舩田議員、14番山本議員兩名を指名いたします。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 町長提案理由説明を議題といたします。本臨時会に提出されております議案は議案第1号、第2号の2件であります。町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町

長 おはようございます。今年の冬は例年になく厳しい寒さが続いております。本日平成23年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中、ご出席を賜りましてご審議をいただきますことを、大変ありがたく存じているところであります。

さて、本臨時議会で提案し、ご審議を賜ります議案につきましては、上告の提起についての専決処分報告議案と平成22年度美波町一般会計補正予算に関する議案の2件であります。

初めに議案第1号は専決処分の承認についてお願いするものであります。これは旧由岐町が造成した宅地を平成元年に住宅建設用地として購入した住民から、地盤沈下により建物に変状が生じたとして、平成15年6月に訴状が提出された損害賠償損害事件

であります。平成 21 年 7 月に第 1 審の判決があり、判決内容は請求額 26,646,600 円に対し、被告美波町は原告に対し 6,592,200 円とこれに対する平成 15 年 3 月 16 日から支払済みまで、年 5 部による遅延損害金の支払と訴訟費用の 1/4 を支払えとの判決内容でありました。この判決に対し、原告側から控訴状が提出され、美波町としても一部敗訴であることから、控訴状を提出し、高松高等裁判所において控訴審を行っておりました。この控訴審の判決が平成 22 年 12 月 20 日に言い渡されましたが、その判決内容は美波町は原告に対し 4,066,237 円とこれに対する平成 15 年 3 月 16 日から支払済みまで年 5 分による遅延損害金の支払と訴訟費用の 1/5 を支払えとの判決でありました。第 1 審判決に比べ、美波町の損害賠償額が 2,500 千円余り減少し、訴訟費用についても負担割合が減少したものとなっております。この控訴審の判決に対し、昨年 12 月 29 日に原告側から上告状兼上告受理申立書が提出され、美波町としても一部敗訴にかわらないとの考えであり、上告状兼上告受理申立書を提出する事といたしました。上告するには、議会の議決が必要であります。上告状兼上告受理申立書の提出期限は判決から 2 週間という時間の制限があり、1 月 4 日までに上告状を提出する必要がありましたので、今回地方自治法の規定に基づき、専決処分をさせていただいたものであります。

次に議案第 2 号は平成 22 年度一般会計補正予算第 5 号であります。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ、6,333 千円を追加し、歳入歳出の総額を 5,264,214 千円といたしております。今回の補正での歳出における主なものでございますが、総務費では一般管理費で 1,531 千円を追加いたしております。これは議案第 1 号で説明いたしました上告の裁判に係る裁判手数料と弁護士費用の追加であります。次に衛生費では、環境衛生費で 600 千円を追加いたしております。これは由岐坂峠に不法投棄されている廃棄物を住民団体等のボランティアにより、2 月 20 日に回収をよていしておまして、この清掃作業により回収されたゴミの処理手数料であります。次に農林水産業費では水産業費で 2,871 千円を追加いたしております。水産業振興費で東由岐漁協の冷凍飼料保管用冷凍倉庫の冷凍機及び冷却機、制御板の更新、配管工事等を行うための漁業経営基盤整備事業補助金 2,171 千円の追加と、漁港管理費で由岐漁港に係る県単改良工事負担金 700 千円の追加であります。次に商工費では、観光費で 461 千円を追加いたしております。これは阿部公衆トイレの公衆便所のトイレ配水再利用装

置及び田井ノ浜東シャワーの修繕費と、自然エネルギー活用型電動アシスト自転車普及モデル事業にかかる電動アシスト自転車等を収納する駐輪場本体の基礎工事費と既存老朽駐輪所の撤去処分工事費であります。次に教育費では小学校費で 535 千円、中学校費で 335 千円それぞれ追加いたしております。これは日和佐・由岐・木岐小学校及び由岐中学校の町費教員及び障害児介助員の賃金であります。なお、これらの歳出にあてる財源といたしましては、国県支出金 1,080 千円、一般財源 5,253 千円を追加し、財源に充てることといたしております。

以上簡単でございますが、提案理由の説明といたします。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、原案どおりご承認を賜りますようお願い申し上げます。町長提案理由の説明といたします。どうぞよろしく願いたいいたします。

議 長 日程第 4 議案第 1 号専決処分の承認を求めることについて。専決第 1 号上告の提起についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長

総務企画課長 (議案第 1 号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

7 番 議 員 先般の平成 22 年の 12 月 13 日の提案理由の説明の中で、判決が出ましたら、その内容等について議会の皆さんにも報告しますということで、町民に知らしてありますが、報告が無かったのはなぜなのか、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

議 長 町長

町 長 今回の件につきましては、12 月の 20 日判決が出まして、その後町の態度をどおするかというようなことで、弁護士の先生と相談をするというようなことがございました。その中で今回、私自身の気持ちといたしましては、住民の方と訴訟を続けるというのがいかなものかというような点もございまして、積極的に町の方から上告をするという考えはございませんでした。その旨を弁護士先生にも伝えておりまして、そして原告側にもその私の考えと言うのは、人を通じて伝わっていたというふうに思っております。その中で、原告側から上告はなされないものというふうに思っておりまして、結果が出たことにつきましては、その旨を議長の方には出ましたというようなお話はしてありましたけれども、年が明けてから説明をさせていただくというようにしてお

りました。それは先ほど申したように、上告を進んでするというような考えが無かったと、いうことに基づいております。それが年末年始の休みが明けた1月4日が期限ではございましたが、その日に弁護士の方から昨年12月29日、結局28日で役場は仕事納めをしておりますから、知る由もなかったんですけども、年が明けて1月4日の午前中のそのことを聞きまして、驚きました。実際驚いたわけですが、原告側の方が上告されたのであれば、町としても受ける以外に応訴ってというような考えもございまして、急遽弁護士と相談をいたしまして、で午後相談の結果町も上告すべきだというような結論にいたって、高松の高等裁判所へ上告状を提出したということになっておりまして、議会の方に説明をさしていただくというのは、1月に入ってからさしていただくということなのでございまして、期限の1月4日ってというのがあったものですから、もともとがちょっと説明が下手ですけども、上告する予定といいますか、つもりがなかったものですから、報告は1月の入ってから、いわゆる年が明けてからさしていただくところとしていたところが、原告側が上告されたので、町も応訴しなくてはいけないということになったものですから、今日が説明というようになったわけでございます。

以上です。

議 長
7 番 議 員

北山議員

私もちっと法律の裁判の流れっていうんはいまいちちょっとわからないんですが、今町長は応訴するつもりがなかった、上告するつもりはなかったっていうので説明が遅れたというような話しだったんですが、私は町長の気持ちっていうんはよくわかります。しかし、その応訴っていうんが原告が上訴したら応訴はしなければならないということではないようなように私は感じるんですが。そこのところはどんなんですか。上訴されたら、それには応訴を応じるってようなかたちで訴訟をしなければならないのかどうか。町長自身が上訴はしたくないんだというようなかたちであれば、原告が上訴されても町はできるだけ和解というような気持ちで上訴しなくてもいけるんでないのかなというような感じがするんですが、そこらのところはどんなんですか。

議 長
町 長

町長

今議員がおっしゃられたように、相手側が上告したからといって、すぐに応訴しなくてはいけないというふうにはなっていないと思います。1月4日の期限が過ぎてからでも、付帯上告という

ことで、後からでもできるということではございますが、高裁までいっている事件でありますから、和解というようなことはないというふうに思っておりますし、弁護士と相談した結果ではありますけれども、相手側が上告されているというような中で、私共は1日も早く解決をとというよう気持ちがあったんですけれども、原告側が上告されたということもありまして、判決内容につきましては、町は一貫して損害賠償の責は無いと、いわゆるひとつも瑕疵がないということで争ってきておりますので、結果からみれば400数十万の損害賠償を認めた判決となっておりますので、町としては厳密に言えば不服であるというようなことから、合わせて上告をさしていただいたと、というようなことでございます。

議 7 番 議 員 長 北山議員
最高裁までいったので、和解はないんだというよな説明だったんですが、第1審のときに町の弁護士、あのときの説明では判決自体が和解のような判決だったということで町の弁護士の方についても、控訴はしなくてはいいいんでないんかというような話があって、議会でもそういう意見の方が何名かおいでたというような、私もその中の1人だったんですが、そういうふうな雰囲気のかで控訴をされたというような、あの時点でもう少し和解についての努力はされるべきでなかったのかなと、今考えても手遅れなんです、そのような感じがいたしますので、今回相手が控訴、上告ですか、上告されたんで町のほうも上告するというのには少し疑問を感じるんですが、再度、再度ないんか、そのように感じます。これは質疑ではないんですが、私の感想として申し述べておきます。

議 7 番 議 員 長 他に質疑はありませんか。これで質疑をおわります。これから討論を行います。討論はありませんか。

議 7 番 議 員 北山議員
私は承認はしかねるという立場で討論をさせていただきます。少なくとも1審2審ともに、額は異なっておりますが、町には責任があるというような判断がありましたので、一般的にいわれておりますように、町は住民にたいしては親であり、住民は子であるというようなかたちの中から、子である住民が上告をされたにしても、町は上訴ですか、上訴すべきでないということを感じますので、承認はしかねるというように思いますので、反対をいたします。

議 長 他にございませんか。討論なしと認めます。
議案第1号 専決第1号上告の提起についてを採決します。

お諮りします。本案原案の通り承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成 10 : 反対 1)

賛成多数と認めます。原案第 1 号専決第 1 号上告提起についてを承認されました。

日程第 5 議案第 2 号 平成 22 年度美波町一般会計補正予算第 5 号を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長

総務企画課長 (議案第 2 号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。ございませんか、これで質疑を終わります。これから討論をおこないます。討論はありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 2 号 平成 22 年度美波町一般会計補正予算第 5 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議がないとき)

「異議なし」と認めます。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

戎野議員から議員の辞職願が提出されております。

お諮りします。戎野議員の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「ご異議なし」と認めます。

戎野議員の議員辞職の件を日程に追加し議題といたします。

辞職願を朗読いたします。

平成 23 年 1 月 21 日 美波町議会議長 川尻 竹藏 殿

美波町議会議員 戎野 博

辞職願 このたび、県議会選挙に立候補の予定のため、平成 23 年 1 月 30 日付けで議員を辞職したいので許可されるようお願い出でます。

これまでの皆様の御指導御鞭撻に心より感謝申し上げます。

お諮りします。戎野議員の議員の辞職を許可することにご異議
ございませんか。

(異議なし)

ご異議ないものと認め、戎野議員の議員の辞職を許可するこ
とに決定いたしました。

お諮りします。以上で本臨時会の会議に付された事件は、すべ
て終了しました。

本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「意義なし」と認めます。本臨時会は、本日で閉会することに
決定しました。

これで本日の会議を閉じます。平成 23 年第 1 回美波町議会臨
時会を閉会します。

ありがとうございました。

(時に 9 時 40 分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 23 年 / 月 2 / 日

美波町議会議長

川尻竹蔵

議会議員

新開悦博

議会議員

寺下博子